# 第５章　女性が被害者となった犯罪の動向

この章では，罪名別及び被害者の男女別に，人が被害者となった事件の認知件数を見ることとし，加えて認知件数に占める女性が被害者となった事件の比率（被害女性比）の推移を見る。なお，一つの事件に複数の被害者がいる場合は，主たる被害者について計上している。また，本章の各図における「女性構成比」は，「被害女性比」に相当する。

## 第１節　一般刑法犯

**５－１－１図**は，昭和55年以降の一般刑法犯の認知件数を被害者の男女別に見たものである(CD-ROM資料14参照)。

**５－１－１図　一般刑法犯　認知件数の推移（被害者の男女別）**

（昭和55年～平成22年）

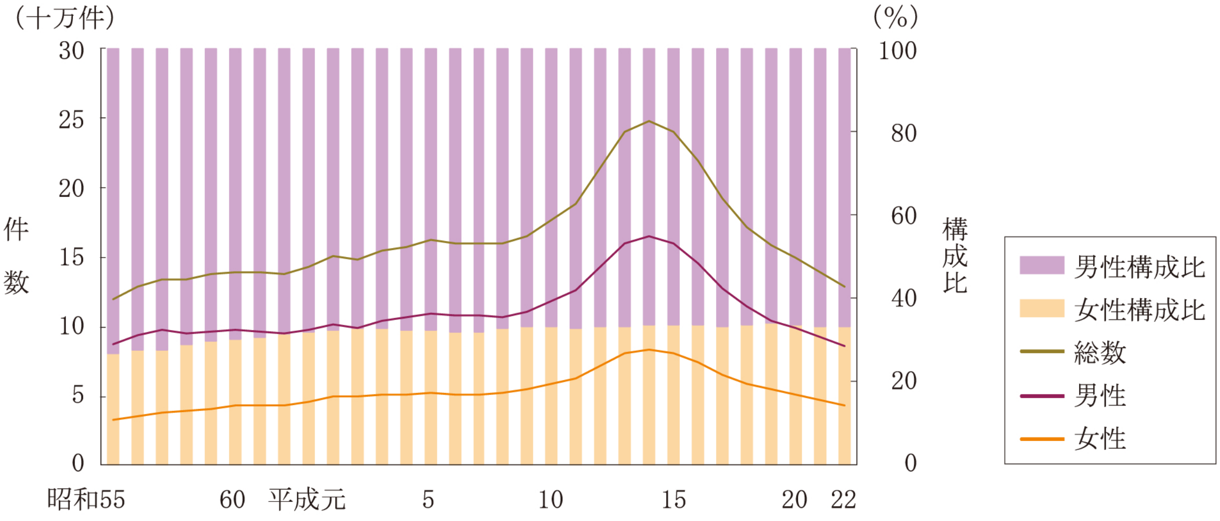


注１　警察庁の統計による。
　２　人が被害者となった事件に限る。

一般刑法犯の認知件数は，平成14年に最多の248万6,055件となり，その後は被害者の男女を問わず，減少傾向にある。

被害女性比は昭和60年以降，30.3%から34.1%の間で推移しており，平成22年は33.2%であった。一般刑法犯全体では，被害者のおよそ３人に１人が女性となっている（CD-ROM資料14参照)。

## 第２節　殺人

**５－２－１図**は，昭和55年以降の殺人の認知件数を被害者の男女別に見たものである(CD-ROM資料14参照)。

**５－２－１図　殺人　認知件数の推移（被害者の男女別）**

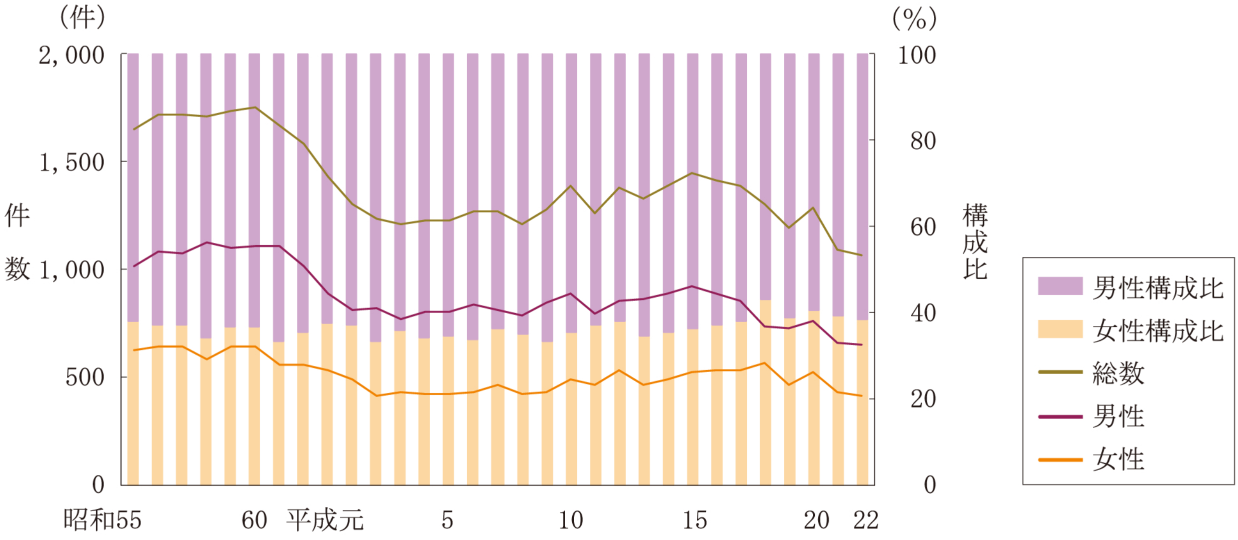


注　警察庁の統計による。

殺人の認知件数総数は，昭和60年に1,755件と最多となり，その後は増減を繰り返していたが，平成16年以降はおおむね減少傾向にある。

態様別の内訳を見ると，嬰児殺の認知件数は，平成22年には昭和55年の12分の１以下にまで減少し，殺人（尊属殺，嬰児殺，自殺関与及び殺人予備を除く殺人をいう。）の認知件数も減少傾向にあるのに対し，自殺関与及び殺人予備は横ばいで推移している。

嬰児殺の認知件数は被害者の男女を問わず減少しているが，尊属殺は，平成４年から同罪の廃止された７年まで被害者の男女を問わず顕著に増加していた。

被害女性比は，平成22年は殺人総数で38.7％と一般刑法犯よりも若干高い（CD-ROM資料14参照)。

# 第３節　強盗

**５－３－１図**は，昭和55年以降の強盗の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

### ５－３－１図　強盗　認知件数の推移（被害者の男女別）

（昭和55年～平成22年）

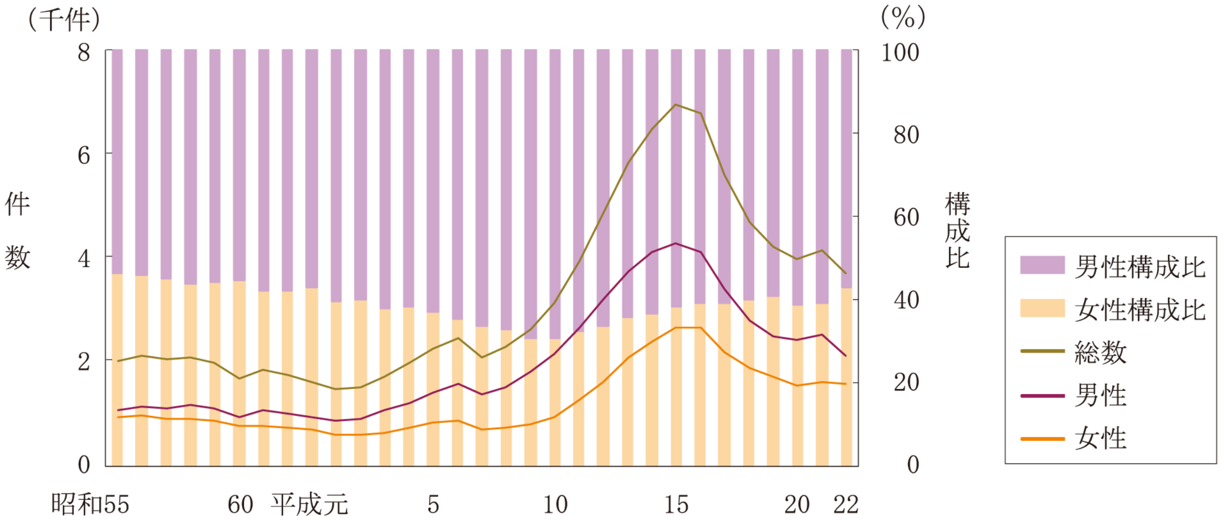


注１　警察庁の統計による。
２　人が被害者となった事件に限る。

強盗の認知件数は，平成８年から顕著に増加し，15年に6,962件となった後，減少傾向にあり，22年は3,711件であった。

強盗総数の被害女性比は平成11年から上昇傾向にあり，22年は42.8％であった。同年における被害女性比は，強盗致傷では44.0％と一般刑法犯よりも高い水準にあり，強盗殺人では30.6％と一般刑法犯と同水準であった（CD-ROM資料14参照）。

## 第４節　傷害

**５－４－１図**は，昭和55年以降の傷害の認知件数を被害者の男女別に見たものである(CD-ROM資料14参照)。

**５－４－１図　傷害　認知件数の推移（被害者の男女別）**

（昭和55年～平成22年）

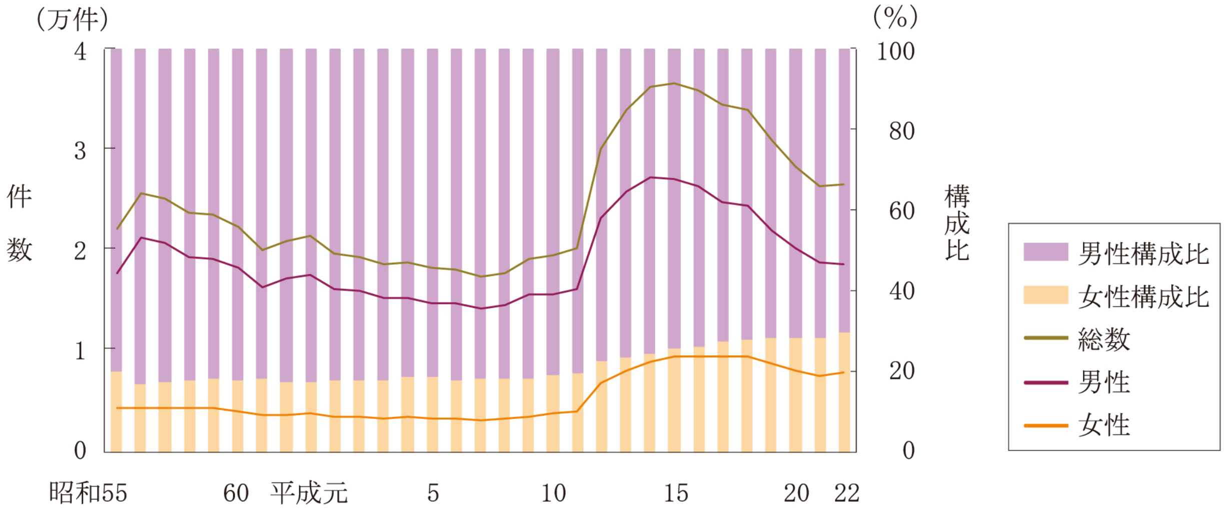


注　警察庁の統計による。

傷害の認知件数は，平成８年から15年にかけて急増し，同年には昭和55年以降最多の３万6,568件となった。その後は減少しているが，依然２万6,000件を超えている。

被害女性比は，女性が被害者となった事件の増加率が，男性が被害者となった事件の増加率を大幅に上回ったため上昇しており，平成11年から毎年20%を超え，22年は29.8%であった。しかし，一般刑法犯の被害女性比と比較すると低い（CD-ROM資料14参照)。

# 第５節　強姦

**５－５－１図**は，昭和55年以降の強姦の認知件数を見たものである（CD-ROM資料14参照）。

### ５－５－１図　強姦　認知件数の推移

（昭和55年～平成22年）

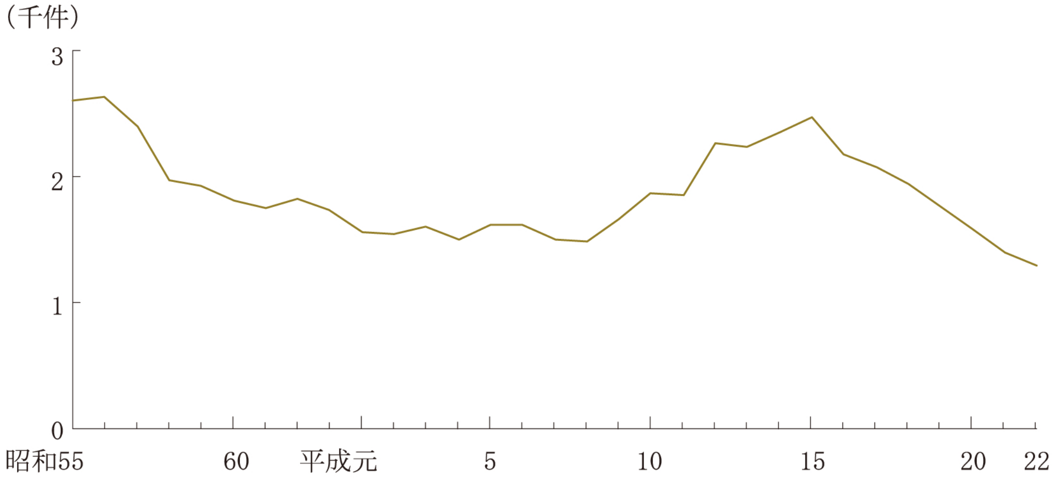


注　警察庁の統計による。

強姦の被害者は法文上「女子」と規定されており，被害女性比は毎年100％である。

認知件数は平成16年以降毎年減少し，22年には昭和55年以降最少の1,289件となった（CD-ROM資料14参照）。

# 第６節　強制わいせつ

**５－６－１図**は，昭和55年以降の強制わいせつの認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

**５－６－１図　強制わいせつ　認知件数の推移（被害者の男女別）**

（昭和55年～平成22年）

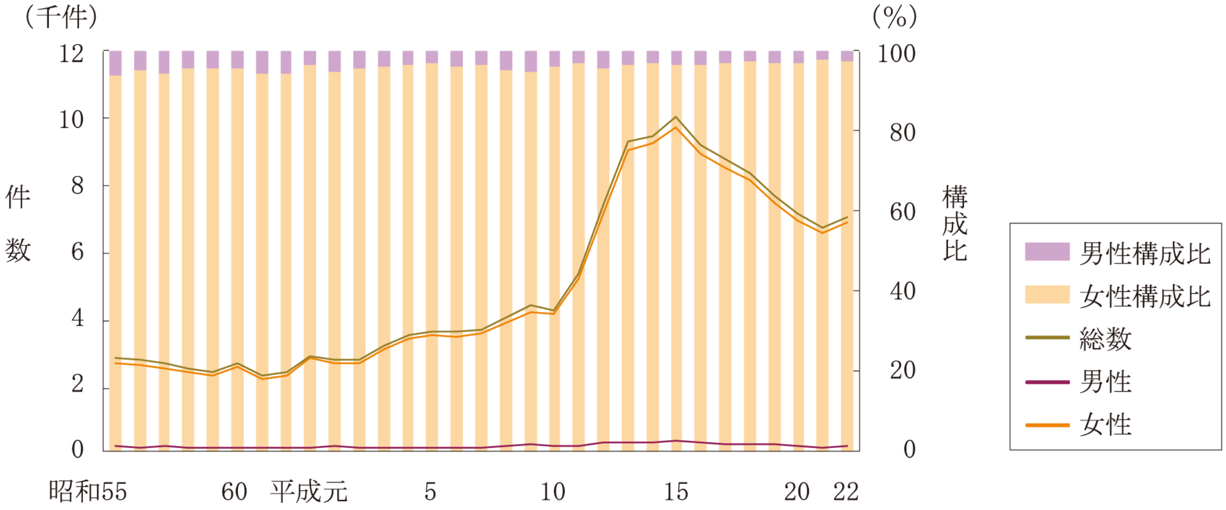


注　警察庁の統計による。

強制わいせつの認知件数は，平成11年以降急激に増加して15年には１万件を超えたが，その後減少している。元々男性が被害者となった事件の認知件数は極めて少なく，昭和55年以降，毎年６％以下である（CD-ROM資料14参照）。

# 第７節　詐欺

**５－７－１図**は，昭和55年以降の詐欺の認知件数を被害者の男女別に見たものである(CD-ROM資料14参照)。

**５－７－１図　詐欺　認知件数の推移（被害者の男女別）**

（昭和55年～平成22年）

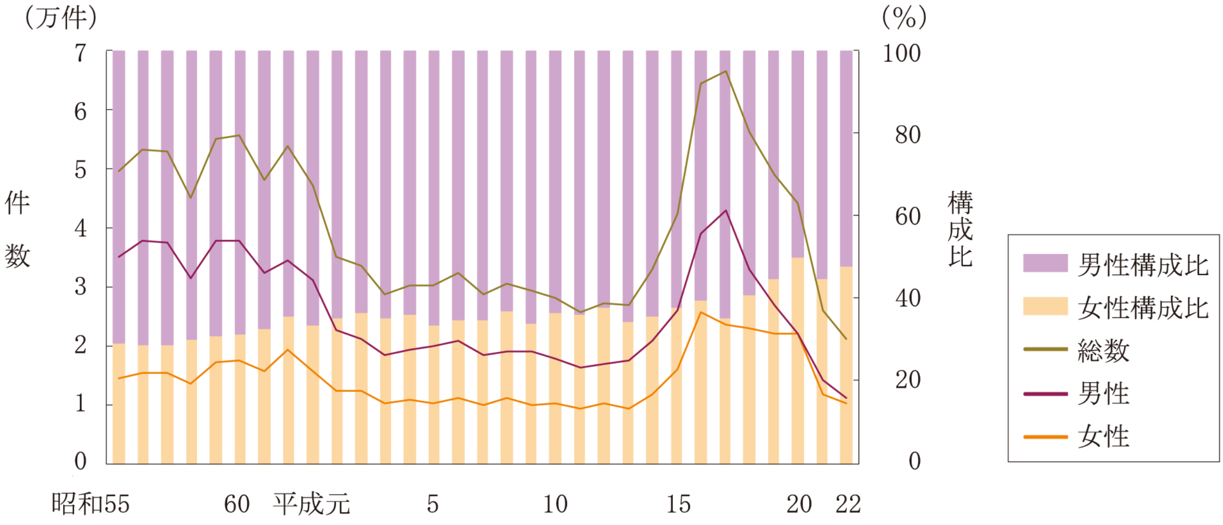


注１　警察庁の統計による。
　２　人が被害者となった事件に限る。

詐欺の認知件数は，平成14年以降急増し，17年に昭和55年以降最多の６万6,597件となったが，その後減少している。

被害女性比は，男性が被害者となった事件の減少率が，女性が被害者となった事件の減少率を大きく上回ったため上昇しており，平成18年から40％を超え，22年は47.9％となり，一般刑法犯と比較しても顕著に高い（CD-ROM資料14参照）。

# 第８節　窃盗

**５－８－１図**は，昭和55年以降の窃盗の認知件数を被害者の男女別に見たものである(CD-ROM資料14参照)。

**５－８－１図　窃盗　認知件数の推移（被害者の男女別）**

（昭和55年～平成22年）

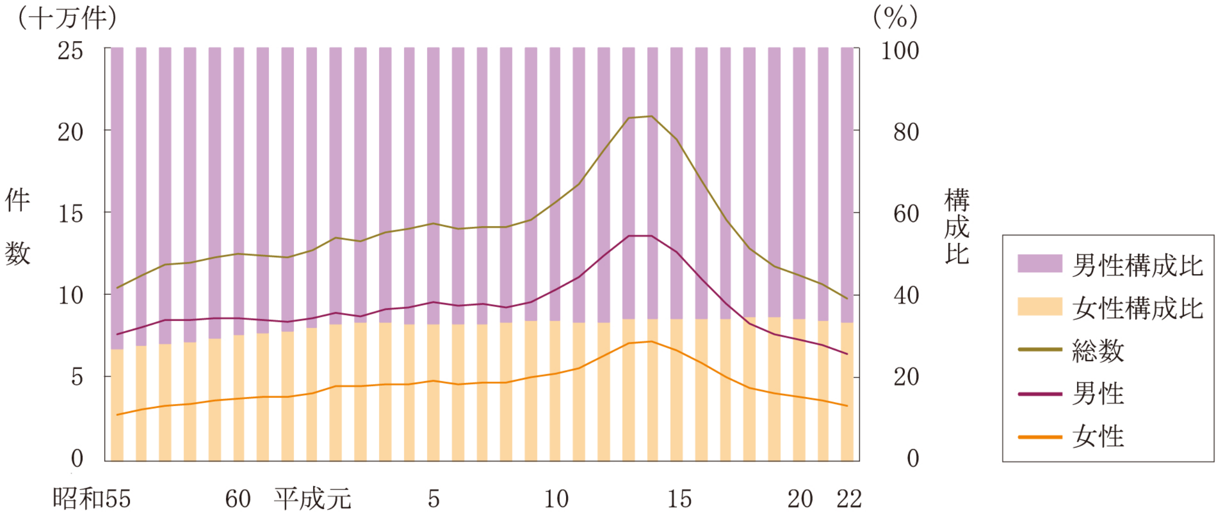


注１　警察庁の統計による。
　２　人が被害者となった事件に限る。

窃盗は，人目を避けて敢行されることの多い犯罪で，ひったくり等の態様を除き，被疑者と被害者が対面することは少ない。被害者の性別を意識して犯行を敢行することも比較的少なく，被害者が女性であることは多くの場合は偶然にすぎない。

窃盗の認知件数は，平成14年に昭和55年以降最多の208万7,349件となり，その後は被害者の性別を問わず減少している。

被害女性比は，昭和60年以降，毎年30%を超えて推移しており，平成22年は33.8%と，一般刑法犯よりも高くなった（CD-ROM資料14参照)。